

魚沼市地域防災計画

【原子力災害対策編】



魚 沼 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針・想定	3
第4節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	4
第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分	6
第6節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2章 災害事前対策	11
第1節 災害応急体制の整備	11
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	12
第3節 緊急事態応急体制の整備	14
第4節 屋内退避、避難体制の整備	15
第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	18
第6節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	19
第7節 防災業務関係者的人材育成	20
第8節 防災訓練等の実施	21
第3章 緊急事態応急対策	22
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	22
第2節 活動体制の確立	26
第3節 住民等への的確な情報伝達活動	30
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	32
第5節 治安の確保	37
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	38
第7節 緊急輸送活動	39
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	40
第9節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	41
第4章 原子力災害中長期対策	43
第1節 復旧・復興対応	43
第2節 産業等への支援	44
第3節 被災者等の生活再建等の支援	45
第4節 心身の健康相談体制の整備	46

第1章 総則

第1節 計画の目的

1 はじめに

この計画は、東日本大震災及び東京電力福島原子力発電所における事故を踏まえ、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）における放射性物質の大量拡散等による魚沼市住民等の放射性物質の影響を可能な限り回避・低減させること、また、影響を受けた他自治体の住民等に安全を提供することを主眼に置き、魚沼市の地理的条件（冬期間の道路閉鎖や交通確保の困難性）、季節風等の自然条件等を考慮のうえ、魚沼市においても国の「原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」の原子力災害対策を実施すべき地域における防護対策が必要であるとの観点から、所要の対策を講じるため地域防災計画（原子力災害対策編）の策定を行うものである。

2 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の運転等（貯蔵、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生、拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本市、県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 魚沼市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、魚沼市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

さらに、県内全市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」において避難、屋内退避、受入れの際の共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 魚沼市における他の災害対策との関係

この計画は、「魚沼市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「魚沼市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第3節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針・想定

1 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原災指針」を遵守する。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原災指針に基づき次のとおりとする。

（1）原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分留意する必要がある。

（2）原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

ア 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。

イ 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。

ウ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。

エ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

オ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第4節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、原災指針において示されている目安を踏まえ、施設特性、地域の自然・社会的周辺状況等を勘案し定める必要がある。

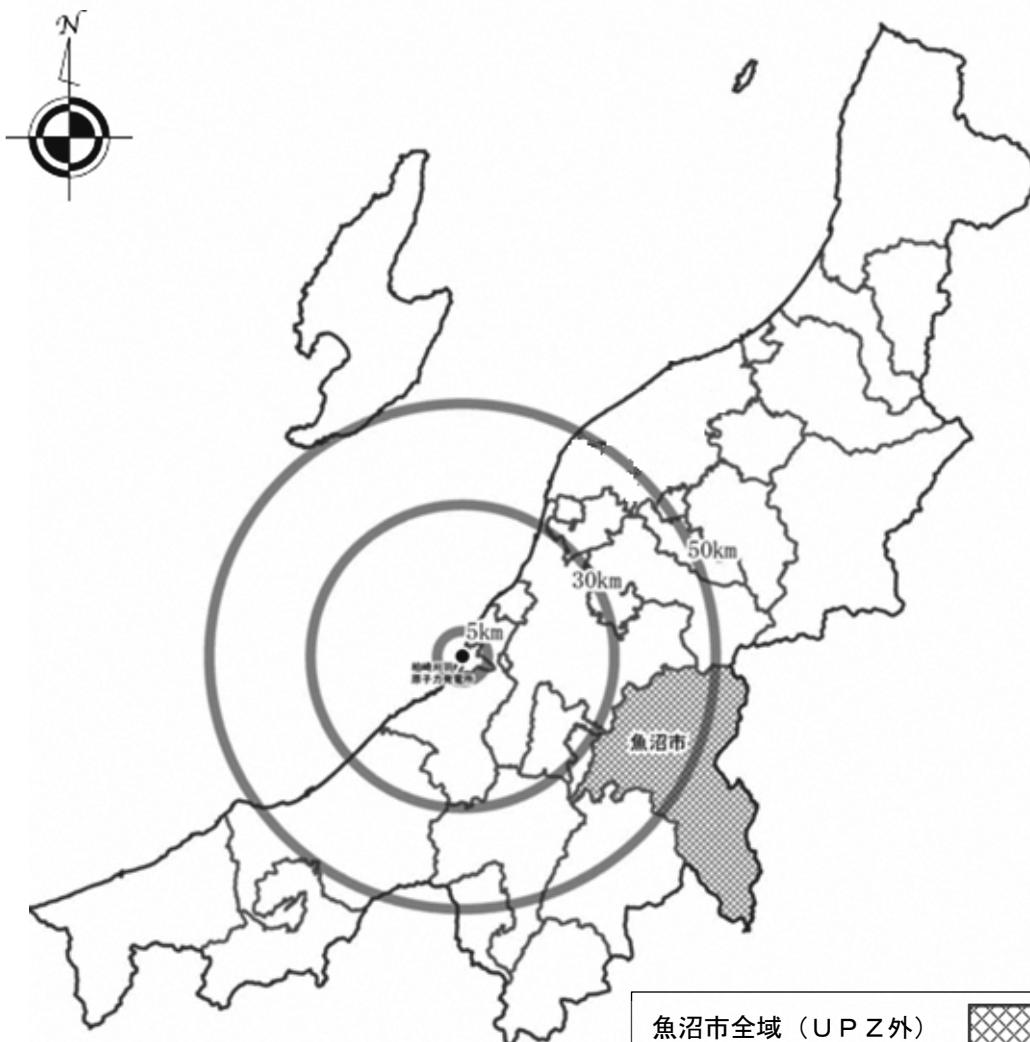
新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては県内全域としており、発電所の中心からの距離等に応じて以下のように区分されている。

区域・地域	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
即時避難区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)	おおむね 5km	<p>主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準※1（以下「E A L」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。</p> <p>避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね 30 キロメートル圏外への避難を実施する。また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。</p>
避難準備区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね 5～30km	<p>事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。</p> <p>全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね 30km 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>
放射線量監視地域 (U P Z 外)	おおむね 30km ～	プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

前記の考え方を踏まえ、魚沼市において原子力災害対策を実施すべき地域は、次のとおりとする。

区域等	対象地域
放射線量監視地域（U P Z 外）	魚沼市全域

魚沼市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲



第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は警戒本部を設置する。

※原災指針に定められている避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、外国人等その他の災害時に特に配慮を要する者。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

2 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

3 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

第6節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 降雪期の配慮

全国屈指の豪雪地帯である当市の自然条件にかんがみ、降雪期の原子力災害発生に備えた対策を各業務においてあらかじめ配慮する。

2 住民及び防災関係機関の責務

(1) 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関^{※1}

指定地方行政機関は、原子力災害から市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関^{※2}及び指定地方公共機関^{※3}

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者^{※4}

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協

力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、各機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、魚沼市地域防災計画（震災対策編）及び同（風水害対策編）によるほか、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
魚沼市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に關すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に關すること 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に關すること 4 事故状況の把握及び連絡に關すること 5 市原子力災害対策本部及び市現地原子力災害対策本部の設置に關すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に關すること 7 緊急時モニタリングへの協力に關すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に關すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に關すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に關すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に關すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に關すること 13 市道の通行確保に關すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に關すること 15 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に關すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に關すること 17 汚染物質の除去及び除染に關すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に關すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に關すること 20 風評被害等の影響の軽減に關すること 21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に關すること 22 心身の健康相談に關すること 23 児童、生徒の退避及び避難に關すること 24 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に關すること 25 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に關すること
魚沼市消防本部 (魚沼市消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報に關すること 2 住民等の避難、屋内退避の誘導に關すること 3 緊急時医療活動に対する協力に關すること 4 救急活動の実施に關すること
東京電力ホールディングス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に關すること 2 従業員等に対する教育、訓練に關すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること

※1 指定地方行政機関

- ・国土交通省 北陸地方整備局
- ・国土交通省 信濃川河川事務所 堀之内出張所
- ・国土交通省 長岡国道事務所 小出維持出張所
- ・国土交通省 湯沢砂防事務所 破間川出張所
- ・厚生労働省 新潟労働局 小出労働基準監督署
- ・農林水産省 林野庁 関東森林管理局（中越森林管理署）
- ・農林水産省 北陸農政局
- ・国土交通省 気象庁 東京管区気象台
- ・環境省 関東地方環境事務所
- ・国土交通省 国土地理院 北陸地方測量部

※2 指定公共機関

- ・東日本電信電話株式会社 新潟支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社KDDI、ソフトバンク株式会社
- ・東日本高速道路株式会社 新潟支社湯沢管理事務所
- ・日本放送協会
- ・東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅、日本貨物鉄道株式会社
- ・電源開発株式会社 小出電力所
- ・東北電力ネットワーク株式会社 魚沼電力センター
- ・日本通運株式会社 魚沼支店、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社、福山通運株式会社、西濃運輸株式会社
- ・日本郵便株式会社 小出郵便局、湯之谷郵便局、堀之内郵便局、広神郵便局、守門郵便局、入広瀬郵便局

※3 指定地方公共機関

- ・魚沼市土地改良区、大和郷土地改良区
- ・中越運送株式会社、公益社団法人新潟県トラック協会
- ・放送事業者 18 社
- ・株式会社新潟日報社 魚沼総局

※4 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ・魚沼市森林組合、魚沼漁業協同組合、北魚沼農業協同組合等
- ・一般診療所、病院

- ・一般運輸事業者
- ・ダム施設の管理者
- ・危険物関係施設の管理者
- ・小千谷市魚沼市医師会
- ・小出郷新聞社、越南タイムズ社
- ・南越後観光バス株式会社
- ・魚沼市内商工会
- ・一般社団法人新潟県建設業協会魚沼支部及び魚沼市建設業者会
- ・魚沼市社会福祉協議会
- ・自治会
- ・自主防災組織

第2章 災害事前対策

本章は、原子力災害特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 災害応急体制の整備

1 計画の方針

市、県、国、原子力事業者及び防災関係機関は、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

2 体制の整備

市は、実情に応じて、非常時の職員参集体制の整備を図る。

3 資機材の整備

市は、災害応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材を整備する。

また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

4 食料・物資の備蓄、調達供給活動

市は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市、国及び県は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努める。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関（県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等）

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2 通信手段・経路の多様化

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 防災行政無線の整備

市は、同報系・移動系防災行政無線の整備・充実に努める。

なお、同報系防災行政無線にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

ア 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービス等の導入により、通信手段の多重化を図る。

イ 緊急速報メール（エリアメール）の活用

電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けて一斉同報配信できる緊急速報メール（エリアメール）の活用を促進する。

ウ 地上デジタルデータ放送の活用

放送事業者と協力し、データ放送の原子力防災への活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(4) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備に努める。

(5) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第3節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 職員参集体制の整備

市は、警戒事態、施設敷地緊急事態発生の通報を受信した際に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2 職員配備体制の整備

市は、職員の配備レベルに基づき、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部等の配備体制及び動員体制を整備する。

また、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部等について、次の点をあらかじめ定めておく。

- (1) 設置基準
- (2) 設置場所
- (3) 組織
- (4) 所管事務
- (5) その他必要事項

3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

4 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、県警察、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

市は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れに関する調整のほか、市による放射線、放射性物濃度の測定、原子力防災訓練での連携等、平常時から県と緊密な連携を図る。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防本部と連携し、消防機関の応援について県内外消防本部等との消防相互応援体制の整備に努めるとともに、「消防に関する計画」に基づいた、新潟県消防相互応援協定に基づく支援及び緊急消防援助隊の迅速な受援要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第4節 屋内退避、避難体制の整備

1 屋内退避、避難の方針

県は、市町村と協力し、P A Zなど緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・屋内退避実施体制の整備を図るものとしている。

市は、国、県、県内市町村及び防災関係機関と協力し、円滑に屋内退避、住民避難又P A Z、U P Z等の避難者受入れ等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害が発生した際に、環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により本市に影響が及ぶ場合は、必要に応じて、屋内退避を前提とした対策を実施し、また、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、U P Zと同様の対応を実施することができるよう、屋内退避及び避難等の計画を整備する。

2 屋内退避体制の整備

(1) 屋内退避時の行動計画の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、屋内退避指示時の行動計画を具体的に定めておく。

(2) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(3) 安定ヨウ素剤の配備体制の整備

市は、県と協議の上、国による安定ヨウ素剤の服用を指示された際、迅速に住民へ配布するため効率的な備蓄場所を定め、配布体制を整備する。

3 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、避難誘導のための計画を作成する。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は屋内退避計画地域外として計画する。

なお、個別の市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国、県が中心となって市町村間の調整を図る。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

4 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定する。

また、市は、避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

併せて男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分配慮する。

5 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 要配慮者等への対応

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

(2) 避難誘導・移送体制等整備

市は、震災等自然災害対策と同様に、平常時より、要配慮者の避難誘導や移送体制の整備を図るため、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。

(3) 医療機関との連携

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

(4) 社会福祉施設との連携

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

6 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における市と幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間及び各施設間における連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

7 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

8 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難及び退避のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため必要な体制をあらかじめ整備しておく。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

9 市外に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

10 避難所・避難方法等の周知

- (1) 市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (2) 避難市町村の避難者を受入れる際は、住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。
- (3) 屋内退避の徹底や避難の迅速な実施のためには、具体的な屋内退避計画、避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

また、住民等に対し、具体的な屋内退避、避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第5節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市及び消防本部は、国、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助並びに救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 災害応急体制の整備

市及び消防本部は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市及び消防本部は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、市等と連携し、屋内退避計画地域の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市及び消防本部は、国、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第6節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 住民等への知識の普及啓発

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

2 教育機関等における普及啓発

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

市は、国、県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の局面や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第7節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、県等が防災業務関係者等に向けて実施する、原子力防災に関する研修を積極的に活用するなど、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携を図り、以下に掲げる事項に関する研修を必要に応じて実施する。

訓練等において研修成果を具体的に確認し、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時環境放射線モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算結果に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第8節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練計画の策定

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 緊急時通信連絡訓練
- ウ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- エ 緊急被ばく医療訓練
- オ 住民に対する情報伝達訓練
- カ 住民屋内退避・避難訓練（要配慮者の避難支援含む）
- キ 避難者受入、避難所運営訓練
- ク その他必要と認める訓練

(2) 国等の訓練への参画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に市が含まれる場合には、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、国（原子力規制委員会等）、県、原子力事業者等関係機関の協力を受け、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成し、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第3章 緊急事態応急対策

市は、発電所における異常事態発生時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動搖等の緩和を図るため、安全協定及び本計画に基づき適切に対処する。

なお、原子力災害発生時の初期対応段階における緊急事態の区分は、次のとおりである。

緊急事態区分	該当事象
情報収集事態	○刈羽村、柏崎市で震度5弱又は5強の地震
警戒事態	○新潟県で震度6弱以上の地震 ○大津波警報の発令 ○原子力規制委員会委員長等が重大な事象と認めた場合 等
施設敷地緊急事態	○原子炉冷却材の漏えい ○全ての交流電源喪失（30分以上継続） ○残留熱を除去する全ての機能の喪失 等
全面緊急事態	○全ての交流電源喪失（1時間以上継続） ○制御棒の挿入による原子炉停止不可 ○敷地境界の空間放射線量率が5μSv/h（10分以上継続） 等

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 警戒事態発生情報等の通報・連絡

（1）原子力事業者の通報・連絡

発電所の原子力防災管理者は、情報収集事態、警戒事態又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村、その他必要な関係機関等に通報・連絡することとされている。

（2）防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、国、県、防災関係機関が定める計画の対応状況を踏まえ、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

3 施設敷地緊急事態発生情報等の通報・連絡

（1）原子力事業者からの通報・連絡

発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付す

ることとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 国、県、防災関係機関の対応

ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、県、PAZを含む市村及び県警察に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

イ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、原子力規制委員会、県、重点区域を含む市町村に連絡することとされている。

ウ 県は、原子力防災管理者、原子力規制委員会及び内閣府並びに原子力防災専門官から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉FAX等により、市町村及び消防本部に通報することとされている。

(ア) PAZを含む市村と同様の情報を、PAZを含む市村を除く市町村（魚沼市が該当）に連絡

(イ) PAZを含む市村を除く市町村（魚沼市が該当）に連絡する際には、PAZの住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

4 全面緊急事態における通報・連絡

原子力事業者は、全面緊急事態が発生した場合、県内市町村、国及び県に、直ちに通報する。県は、3と同様に連絡する。

5 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、PAZを含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の市の連絡対応

市は、原子力事業者等の通報により、施設敷地緊急事態発生を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行う。

原子力災害対策編

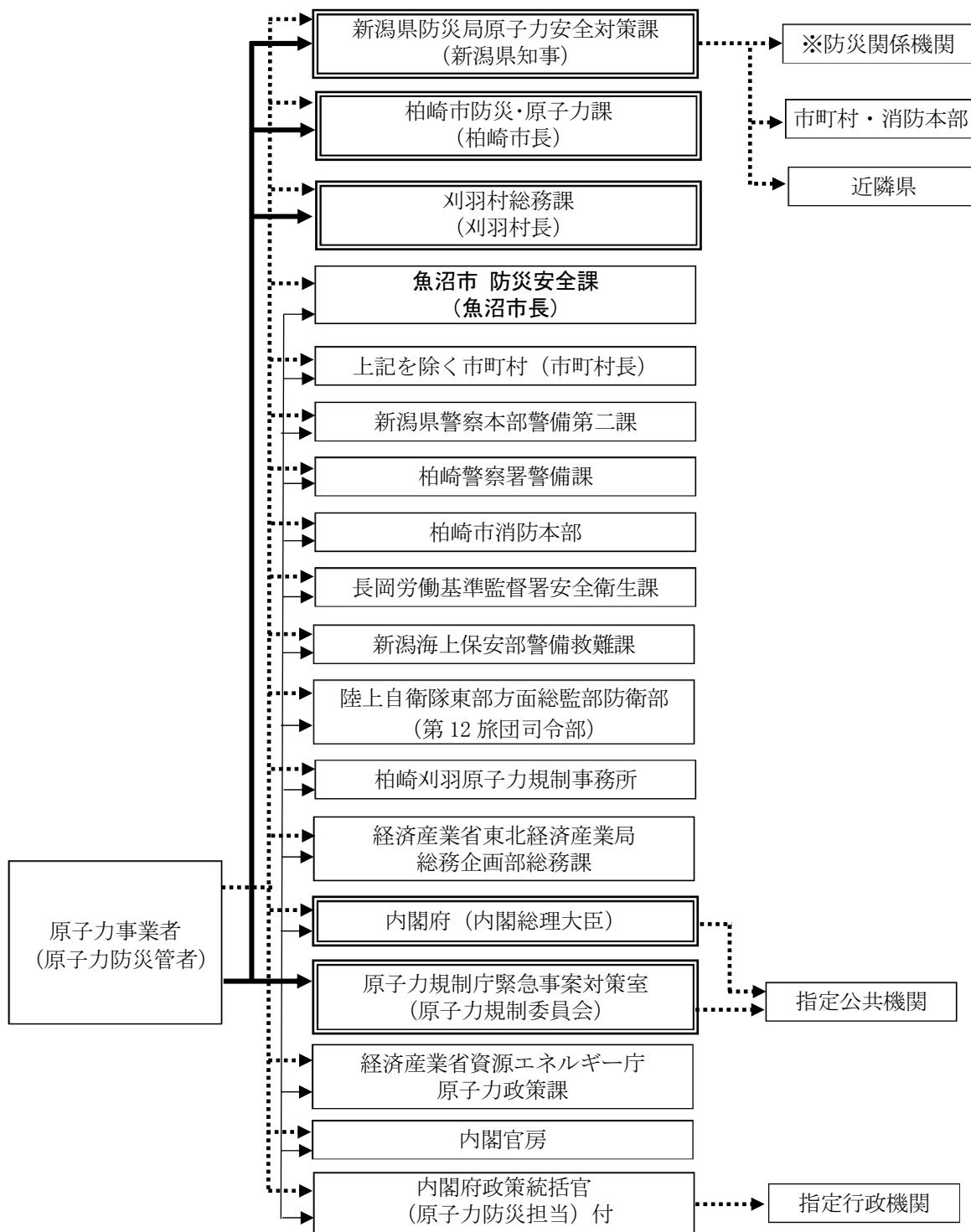
第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- ア 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- イ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にする。
- ウ 市は、県との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- エ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

【通報連絡体系図】

原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力(株)と市町村との安全協定に基づく通報経路
(発電所内での事象発生時の通報経路)



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく連絡先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- - - → : ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡）
- : 電話等による連絡
- *防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる「指定地方行政機関」・「指定公共機関」
・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」及び「自衛隊」

第2節 活動体制の確立

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動搖等の緩和を図るため、適切に対応する。

2 災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。

態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分
警戒準備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めるとき	警戒態勢	情報収集事態
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発令されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 5 その他市長が必要と認めるとき	警戒本部	警戒事態
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	施設敷地緊急事態 全面緊急事態

3 警戒態勢の確立

(1) 警戒態勢による活動開始基準

市は、警戒準備態勢の設置基準に該当したときは、警戒態勢による情報収集活動等を開始する。

(2) 組織

総務政策部職員を中心とした警戒態勢とする。

(3) 関係機関等との情報確認

市は、国、県及び関係機関等と相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準による。

- ア 発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 警戒本部が設置されたとき。

4 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、警戒本部を設置し、災害対策本部の設置に備える。

(2) 警戒本部（本部室）設置場所

本部は、市役所に設置する。

(3) 組織

警戒本部の組織体制は、市災害対策本部条例及び同規則による災害対策本部体制に準じるものとし、警戒事象の規模等により本部長が定める。

(4) 所管事務

警戒本部における所管事務は以下のとおりとする。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集、関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整及び実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 災害対策本部の立ち上げ準備
- キ 国等との情報の共有等
- ク その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ア 本部長が、発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

5 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部（本部室）設置場所

本部は、市役所に設置する。

(3) 組織

災害対策本部の組織体制は、市災害対策本部条例及び同規則による。

(4) 所管事務

災害対策本部における所管事務は以下のとおりとする。

原子力災害対策編
第3章 緊急事態応急対策
第2節 活動体制の確立

- ア 発電所の事故に関する情報の収集、関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整、実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 国等との情報の共有等
- キ その他必要な事務

(5) 本部会議

原子力災害に関する重要事項について、措置の決定、指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整等を行うため本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(7) 他の災害対策本部等との連携

各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

6 原子力防災センターとの連携

(1) 施設敷地緊急事態通報受信後の対応

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

市は、原子力緊急事態に関する情報を収集し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

7 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

8 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、県や関係市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対して説明員の派遣を要請する。

9 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

10 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国の原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）、原子力事業者及び県との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。

(2) 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、以下に示す対応を行う。

ア 県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。

イ 応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

ウ 応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

11 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動の実施に努める。

また、市は、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 住民に対する的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行う。

(2) 情報の一元化と定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国、県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(3) 住民等への情報提供活動にあたっての留意事項

市は、情報提供活動にあたっては、以下の点に留意し情報提供を行う。

ア 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

イ 市は、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う際は、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に連絡を取り合う。

ウ 市は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車、緊急告知ラジオ等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

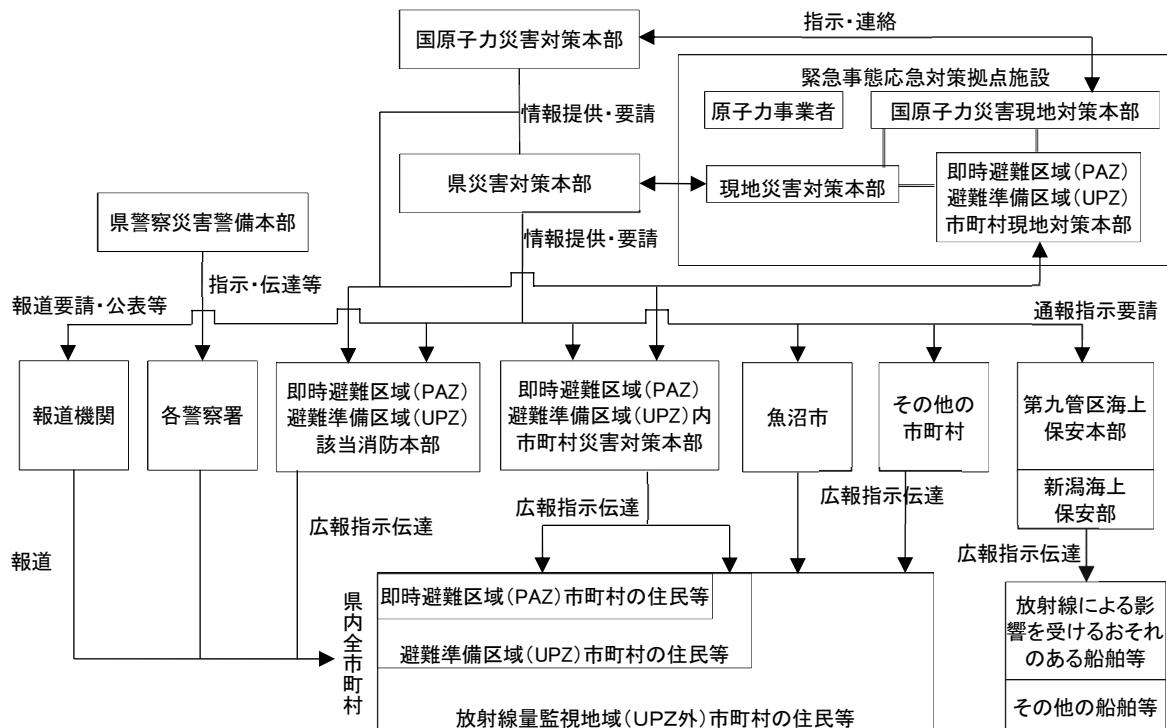
エ 避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 方針

市は、原災指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置が必要と判断された場合、住民等の安全確保を図る。

2 避難、屋内退避等の指標

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民等を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者に対して避難、屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているE A Lの基準、原災指針に定められているO I Lの基準のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果による。

3 避難、屋内退避等の実施

(1) 住民等の避難、屋内退避の指示

ア 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態に至った時点で、住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 屋内退避指示等

市長は、次に掲げる県による緊急時モニタリングの結果又は国による予測結果等から、屋内退避区域の通知を受けた場合には、当該区域の住民等に対し、屋内退避場所について、あらためて周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

(イ) 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

ウ 避難措置の追加

知事は、次に掲げる場合には、イにより通知した屋内退避区域に対し、市長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示することとなっている。

(ア) その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合

(イ) 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況、大気中拡散予測結果から避難が必要と判断される場合

(ウ) 国から指導、助言又は指示があった場合

市は、屋内退避区域に対し、避難措置の追加の通知を受けた場合には、避難区域の住民等に対し、避難経由所又は避難施設名及び避難経路を周知の上、避難の誘導を行う。

エ 市長による避難指示

市長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示等を行う。

(2) 屋内退避の実施

ア 市は、屋内退避の通知を受けた場合には、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を

誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、機密性に配慮するよう速やかに住民に周知する。

イ 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。

(3) 避難の実施

市は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段・経路を検討し、円滑に避難できる手段・経路を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

また、自家用車両による避難を指示する場合、自家用車両等の利用の困難な住民については、退避所・集合場所への移動を指示する。

(4) 避難の実施における関係機関との連携

市は、住民等の円滑な避難実施に当たり、国、県、関係機関等と連携し避難誘導や避難支援を行う。

ア 市は、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 市は、住民へ避難を指示する際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

ウ 自家用車両による避難の場合、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市があらかじめ示す一時集合場所へ参集のうえ、避難バス等で避難する。避難車両等の確保については、市がバス事業者等へ要請する。

また、避難用車両等が不足する場合は、市は、県、関係機関等に必要な避難用車両等確保について協力を要請する。

エ 県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。なお、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

オ 避難路は、幹線道路、高速道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。なお、通行可能な道路の状況については、道路管理者等から情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

カ 市は、住民等の避難誘導に当たり、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報の提供について、県へ協力を求める。

キ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施するものとされている。

(5) 避難実施状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

原子力災害対策編

第3章 緊急事態応急対策

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供する。

(6) P A Z 及びU P Z 避難住民等の受入れ

市は、知事から、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の避難住民等の受入れの要請があった場合、次のとおり対応する。

ア 市は、あらかじめ選定された避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

なお、避難経由所及び避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講じるよう努める。

イ 市は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

ウ 市は、避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

また、避難者の流入により避難経由所及び避難所の許容人員を越えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難経由所及び避難所又は新たに開設した避難経由所及び避難所で受け入れ、避難経由所及び避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

エ 市は、避難市町村の市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、行政拠点の緊急的な移転場所の開設について協力する。

4 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施

県は、国、医療機関、関係機関等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施することとなっている。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、避難又は屋内退避の対象区域の通知があった場合、原災指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部、県又は市が住民等に指示することにより服用させるものとされている。

(2) 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

6 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

7 要配慮者の避難支援

(1) 方針

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢、応急仮設住宅への優先的入居、傷病者、入院患者、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 避難実施

市は、災害が発生した場合、必要に応じ、早期に要配慮者の避難準備に着手する。在宅の要配慮者については、「避難行動要支援者の避難支援マニュアル」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により、屋内退避・避難を実施する。

なお、病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県、関係機関に避難支援を要請する。

ア 病院等医療機関の対応

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

イ 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避や避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた屋内退避、避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し屋内退避、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設の利用者等を避難させる。

10 避難所等の運営

(1) 避難所の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難者の情報の把握

初動期において、受入先市町村又は避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数を始

め現況を把握する。

(3) 避難者のケア

市が避難者を受入れる場合は、初動期に、避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、女性の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施し、加えて、県と協力し「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。

一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐ。

また、住民等の避難が長期化した場合には、県と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の待遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮した支援を行う。

11 避難・屋内退避者の生活支援

避難・屋内退避者の生活支援は、風水害対策編に準拠して行う。

12 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

県（市が避難指示を行った場合は、市長）は、緊急時モニタリングの結果、避難市町村における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市町村と協議して、可能な区域から避難の指示を解除することとなっている。

市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの勧告解除、又は指示解除等を行う。

(2) 屋内退避指示の解除

市は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第5節 治安の確保

1 方針

市、県及び関係機関は、緊急時には、早期に治安の確保のための体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

2 警戒区域の設定等

市は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市に当該区域の設定を指示する。

3 警戒区域への立入制限措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入を制限、若しくは禁止する措置を講ずる。

4 交通対策活動

(1) 交通規制

- ア 県警察等は、警戒区域が設定された場合、市及び県と協力し交通規制を実施する。
- イ 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転者等に周知徹底を図る。

(2) う回対策

- 県警察は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

5 警戒警備活動

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民の不安解消に努める。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 検査の実施

- (1) 県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は、必要と認めるときは、飲食物の検査を実施することとされている。
- (2) 市は、原災指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国、県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

2 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国、県の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除を実施する。

また、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

3 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国、県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、指示内容について周知するとともに、次のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壤改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整のうえ、緊急輸送を行う。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送
第2順位	避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急時応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急時応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、次の事項に配慮した緊急輸送体制を整備する。

- ア 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 人員、車両等の調達に関して、指定公共機関のほか、県を通じ国に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、道路管理者及び交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保する。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

(1) 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

市及び消防本部は、救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 消防庁、県、原子力事業者等への要請

市及び消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域応援等の要請

消防長は、自消防本部の現有勢力で対応が困難であると判断した場合は、速やかに「魚沼市消防本部受援計画」に基づき応援要請を行い、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保する。

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第9節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防本部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 原子力事業者等の活動

（1）原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡する。

（2）原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るために、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

ア 消火及び延焼の防止の措置

イ 立入制限区域の設定

ウ モニタリングの実施

エ 核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施

オ 付近にいる者の避難

カ 放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置

キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

3 県の活動

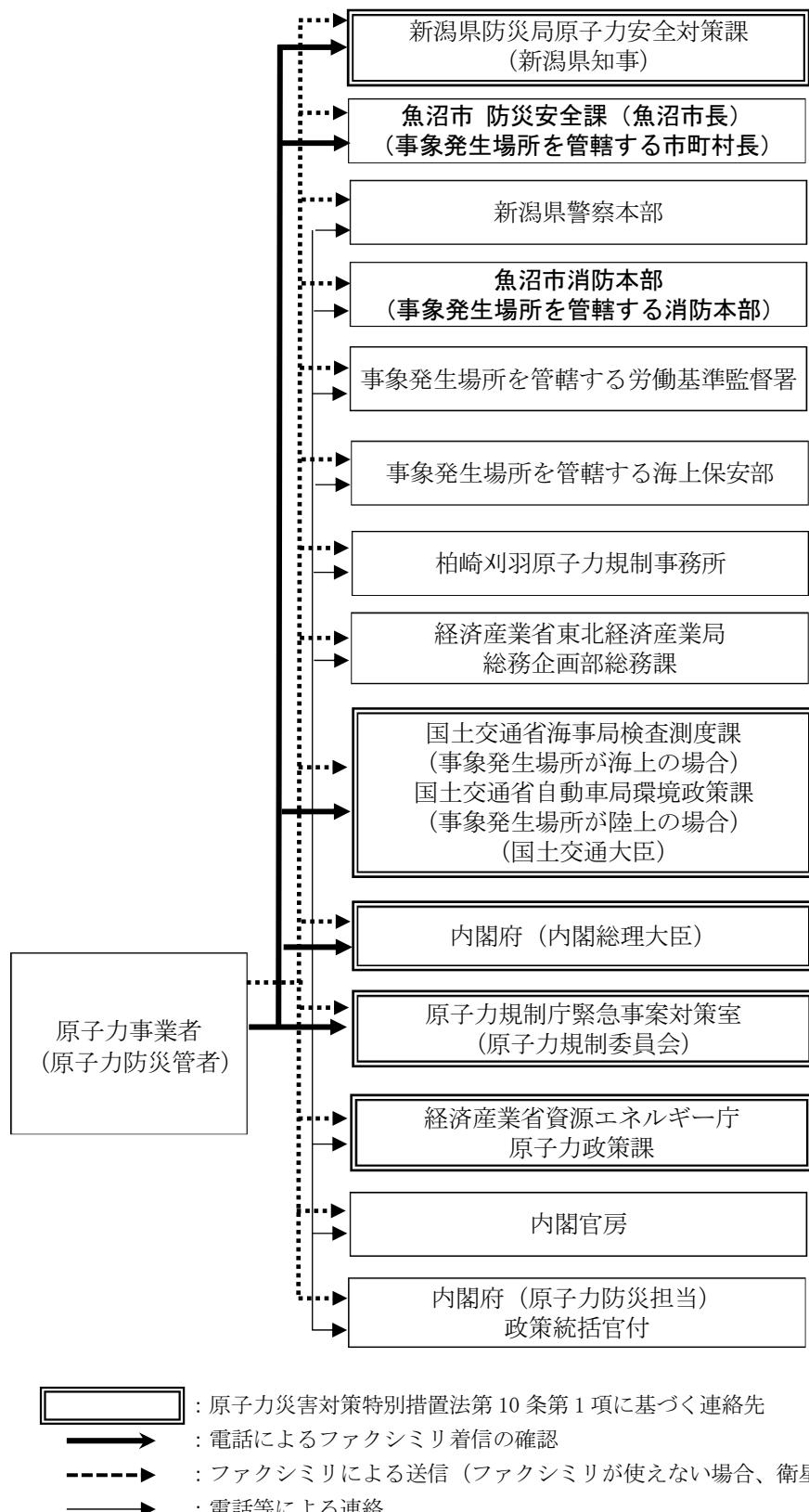
県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防機関及び県警察の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

4 消防本部の活動

消防本部は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 県警察の活動

事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。



第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 復旧・復興対応

1 方針

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して被災地域の復旧・復興対策や被災者の生活支援を実施する。

2 復旧・復興対策の実施

(1) 避難区域等の設定

市は、国、県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認する。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、災害発生後の緊急時応急対応を実施する段階より、継続的に災害地域住民に係る記録を作成する。

ア 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

イ 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

ウ 被害状況調査の実施

市は、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、県と協力して必要に応じ農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

第2節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、国、県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活資金等の支援の仕組み構築

市は、国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 相談窓口等の設置

市は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 災害復興基金等による支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 損害賠償請求等

原子力事業者は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。

なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施することとされている。

第4節 心身の健康相談体制の整備

市は、国、県、日本赤十字社及び医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備する。

【用語解説】

1 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

2 甲状腺

前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝を促す内分泌器官のこと。

3 スクリーニング

原子力災害が起きた場合、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。

4 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺の安全確認のため、放射線を定期的、連続的に監視、測定し評価すること。

緊急時に発電所周辺地域において重点的に実施される環境放射線モニタリングのことを、「緊急時環境放射線モニタリング」（又は、「緊急時モニタリング」）と呼ぶ。

5 モニタリングポスト

発電所周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して設置され環境放射線等を連続して測定する設備のこと。

6 放射性物質拡散予測計算システム

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。SPEEDI ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質の放出、又は、そのおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。

7 環境放射線テレメータシステム

発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間連続で監視するシステムのこと。

8 屋内退避

放射性物質の放出があった場合、放射線による被爆を避けるため、一時的に自宅等の屋内に留まること。

9 原災法第10条通報

原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。

(例)

- ①原子力事業者の境界付近で $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の場合の放射線量が検出される状況
- ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 相当の放射性物質が検出される状況
- ③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況

10 原災法第15条通報

原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。

(例)

- ①原子力事業者又は関係都道府県の放射線測定設備により、 $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ を検出
- ②排気塔など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m以上離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出
- ③臨界事故の発生

11 安全協定

原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。

(県内の事例)

- 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結）
- 28市町村（柏崎市・刈羽村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）

12 非常通信協議会

非常事態が発生した場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関。

13 原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣が行う以下の公示。

- (1) 原子力緊急事態が発生した旨
- (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- (3) 原子力緊急事態の概要
- (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

14 原子力規制委員会

原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、これらを実施する事務を一元的につかさどる行政機関。2012年に公布された原子力規制委員会設置法により、同年9月に発足。環境省の外局であり、専門的知見に基づいて中立公正な立場で独立して職権を行使するものとして設置されたもの。（「原子力安全・保安院」の後身）

15 柏崎刈羽原子力防災センター

原災法第12条において設置が義務づけられている施設の名称。

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、PAZ、UPZ市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となるもの。(柏崎刈羽原子力防災センターは柏崎地域振興局となりに位置する)

16 原子力災害合同対策協議会（合対協）

原災法第23条に規定される組織の名称。原子力緊急事態宣言が出された際に、原子力防災センターにおいて、国、都道府県、市町村などの関係者により組織される。

合対協は、全体会議等を通じて屋内退避、避難等の防護対策を円滑に実施するための関係者間の協議・調整の場となる。

17 放射性プルーム

原発事故などにより飛散した微細な放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等）が、大気に乗って雲のように流れていく現象。この、放射性物質を含んだ雲のような空気の一団を「放射性プルーム」という。

18 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設の異常状態に応じて、を国が予め決定した緊急事態の区分に照らし合わせて、事業者が緊急時の活動（避難等防護措置を準備する活動、PAZ内の人の防護する活動＝即時避難など）を決定するための判断基準。

原子力災害対策指針では、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分されている。

19 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を行うための判断基準。

20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （マイクロシーベルト毎時）

「シーベルト（Sv）」とは、放射線の量を表す単位で、人体等が放射線を受けたときの影響の度合いを表します。「シーベルト毎時（Sv/h）」は、1時間あたりの放射線量の単位。

※ $1\text{ Sv} = 1,000\text{ mSv}$ （ミリシーベルト） $= 1,000,000\text{ }\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）となる。

21 要配慮者

災害時に特に配慮を要する者。

- (1) 傷病者
- (2) 入院患者
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 外国人

- (6) 乳幼児
- (7) 妊産婦
- (8) 上記以外で要配慮者として市長が認める者

22 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(災害対策基本法第49条の10関係)

23 緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）

原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムのこと。

24 避難経由所

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。

魚沼市地域防災計画（原子力災害対策編）

平成 25 年 6 月 14 日 策定

平成 27 年 3 月 18 日 修正

令和 2 年 3 月 31 日 修正

編集・発行 魚沼市総務政策部防災安全課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

TEL : 025-792-1000 (代表)

FAX : 025-792-9500

E-mail : kikikanri@city.uonuma.lg.jp

